

一般財団法人 前川報恩会
平成 25 年度第 2 回評議員会議事録

1. 日 時 平成 26 年 3 月 25 日 (火) 午前 10 時 00 分
2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール
3. 出席者 本人出席 評議員：中 章・笠原 敬介・鵜飼 信一・清水 康之・本間 謙伍
監事：須田 徹・茂田井 純
理事：宮野 忠夫
欠席 評議員：丁 宗鐵
評議員現在数 6 名 出席者 5 名
4. 議 案 第 1 号議案 平成 26 年度事業計画の件
第 2 号議案 平成 26 年度収支予算の件
第 3 号議案 平成 26 年度資産運用方針の件
第 4 号議案 調査委員及び推薦委員の任期の件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長柴雄介より、現在評議員総数 6 名中 5 名の出席により定款第 20 条に定められた定足数を満たすため有効に開催される報告が行われた後、定款第 19 条に基づき、互選により評議員中章が議長となり開会を宣言した。

【議事録署名人の選出】

議長は、議事に先立ち、本評議員会議事録署名人について定款第 21 条第 2 項に基づき評議員笠原敬介を推薦し、出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

【決議事項】

第 1 号議案 平成 26 年度事業計画の件

平成 26 年度の事業計画について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より議案書記載の通り説明がなされた。続いて以下の論点について、質疑応答がなされた。

● 1 件あたりの金額について

評議員清水康之より、福祉助成に関しては福祉助成に幅を持たせているのに対して、学術研究助成及び地域振興助成に関しては一件あたり 50 万円となっているのは何故か、

質問がなされた。これに対して事務局次長柴雄介より、以下2点に関して説明がなされた。①申請金額に幅を持たせた平成25年度の学術研究助成の申請受付においては上限目一杯の申請金額で申し込んでくるところが多かったためこの様に設定したこと、②また研究費用の総額が50万円の研究しか助成しないという意味ではなく、部分補助として前川報恩会がお出しする上限が50万円であるとする事。

評議員鶴飼信一より上述の点に関して、公的な学術助成金では①助成金申請額と②その申請額が研究総額に占める割合の2点において基準を設けられているが、前川報恩会では②の研究総額を把握しているのかと質問がなされた。事務局職員松尾守彦より、同様の指摘が学術研究助成の調査委員・推薦委員から寄せられており、平成26年度からは①助成金申請額と共に②研究費総額についても申請書の記載に盛り込む様に書式を変更予定である旨が述べられた。

評議員笠原敬介より、一件あたり50万円という小口助成の価値としては、例えば中小企業向けに特許の取得費用(45万円)として提供した方が良いのではないか、という意見が出された。

評議員鶴飼信一より同様に、50万円をよりありがたがってくれる様な零細企業への助成の仕方を考えるか、または福祉助成に特化していく様な舵取りを行い、前川報恩会の助成事業として特色を出した方が良いのではないかという意見が述べられた。

上述の評議員笠原敬介及び評議員鶴飼信一からの意見を受けて事務局次長柴雄介より、現行の体制では、営利企業自体に助成することはできない旨が報告された。また事務局職員松尾守彦より報恩会の学術研究助成に特色を持たせるための試みとして、平成26年度からは若手研究者に対する助成を中心に行う予定である旨が述べられた。

●学術研究助成の評価について

評議員笠原敬介より、学術研究助成のチェック体制はどうなっているのか、との質問がなされた。

事務局次長柴雄介より、研究成果に関しては本年1月にあがってきた平成24年度の研究成果報告を外部有識者の先生方に見て頂いて講評を頂き、平成26年度以降の助成活動に活かすようにしている旨が報告された。また報告書に関しても現在の書式ではわかりづらい点が外部有識者から指摘されているため今後、報告書としてより自己完結した書式で報告してもらい、前川報恩会の学術研究助成が公益活動として社会にどの程度貢献できたのか、しっかり把握できるように体制整備を行っている旨が述べられた。

●地域振興助成について

評議員清水康之より地域振興助成に関して、具体的にどのような事業をさしているのか、例えば海洋深層水の研究等であれば学術研究助成にもなるし地域振興にもなることが想定されるが、この点はどうなのか質問がなされた。事務局次長柴雄介より、平成24年度から始まったばかりの事業であり事業自体の明確な指針の策定を含めて、調査委員・推薦委員との連携のうえ、毎年の助成先を協議し理事会に諮っている旨の回答がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 2 号議案 平成 26 年度収支予算の件

平成 26 年度の事業計画について、議長からの指示を受けた事務局職員松尾守彦より議案書記載の通り説明がなされ、続いて須田監事・茂田井監事より補足説明がなされた。

評議員本間謙伍より、支払手数料について平成 25 年度は 200 万円近く支払っているが平成 26 年度においては 50 万円しか組んでいない点に関して質問がなされた。事務局次長柴雄介より、本年度は公益法人化に必要な体制整備についてコンサルティング費用が発生したが来年度はこれほどの額は必要ないと予測される旨の報告がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 2 項第 3 号の規定を満たし、承認された。

第 3 号議案 平成 26 年度資産運用方針の件

平成 26 年度資産運用方針について、議長からの指示を受けた事務局次長柴雄介より、資産運用方針に関しては定款上評議員会の決議事項とはなっていないが、財団運営上重要な事項であるため議案として掲げた旨の報告がなされ、議案書記載の通り説明がなされた。

評議員清水康之より、資産運用にかかる源泉徴収税で 960 万円もの額が還付をうけられない点からも、公益財団法人化に関する取り組みについて質問がなされた。事務局次長柴雄介より、平成 25 年 5 月から 6 月における理事会・評議員会において定款変更・役員改正等を行い、体制としては公益財団法人化が可能になっている旨の報告がなされた。また理事長宮野忠夫より、公益法人化に関しては引き続き検討中である旨の回答がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

第 4 号議案 調査委員及び推薦委員の任期の件

調査委員及び推薦委員の任期について、議長からの指示を受けた事務局次長柴雄介より、調査委員及び推薦委員の任期の件に関しては定款上評議員会の決議事項とはなっていないが、財団運営上重要な事項であるため議案として掲げた旨の報告がなされ、議案書記載の通り説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、評議員現在総数 6 名のうち出席評議員数 5 名の同意により定款第 20 条第 1 項の規定を満たし、承認された。

以上をもって、本日の評議員会の議事等は全て終了したため、事務局次長柴雄介が議事録を作成し、定款第 21 条第 2 項記載の通り議長及び出席者の互選により選出された評議員笠原敬介が記名押印することとして、午前 11 時 00 分閉会した。

平成 26 年 3 月 25 日

一般財団法人前川報恩会 評議員会

議 長

中 章



出席代表者

笠原 敬介

